

# 本格運行までの道のり



みんなで育てる  
地域交通 **乗り 乗り** 事業

	地域のみなさま中心の取り組み	期間の目安	支援内容
<b>事前相談</b> <b>【Step0 へ進む要件】</b> 検討組織（5名以上）を立ち上げます	市役所へ地域の課題を相談します  （市役所）		<ul style="list-style-type: none"> <li>●活動の方向性をアドバイスします</li> </ul>
<b>Step 0</b> <b>課題把握・整理</b> <b>【Step1 へ進む要件】</b> 地域交通の確保が課題であることをみなさまで確認します	地域の課題を話し合います  （地域での話し合い）	3～6ヶ月程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>●まちづくりアドバイザーの派遣等により、勉強会や意見交換等のお手伝いをします</li> <li><b>まちづくり支援 専門家派遣制度等</b></li> </ul>
<b>Step 1</b> <b>運行計画策定</b> <b>【Step2 へ進む要件】</b> 目標収支率を踏まえた運行計画を策定し、併せて収支改善に向けた利用促進策も検討します	地域特性に応じた案を検討します  （ルート・時刻表等の作成）	6ヶ月～1年程度	 <ul style="list-style-type: none"> <li>●専門家（コンサルタント）を派遣します</li> <li>●運行計画策定のお手伝いをします</li> <li>●国、他関係者との調整を行います</li> </ul>
<b>Step 2,3</b> <b>試験運行 I, II</b> <b>【Step4 へ進む要件】</b> Stepに応じた目標の達成状況を確認し、目標達成に向けた収支改善策を検討し運行計画を見直します	課題を把握し改善策を検討します  （アンケートによる見直し）	1～2年程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>●運営計画の見直しのお手伝いをします</li> <li>●検討組織に対し、運行にかかる経費を一部補助します</li> </ul>
<b>Step 4</b> <b>実証運行</b> <b>【Step5 へ進む要件】</b> 収支を踏まえた持続可能な運行計画を策定します	持続可能性を検証します  （採算性の検証）	1年程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>●持続可能性の検証のお手伝いをします</li> <li>●利用促進PRのお手伝いをします</li> <li>●検討組織に対し、運行にかかる経費を一部補助します</li> </ul>
<b>Step 5</b> <b>本格運行！</b> <b>【持続した運行に向けて】</b> 運営組織で継続的に収支状況を確認して利用促進の取り組みを実施し、必要に応じ運行計画を見直します	地域で積極的に利用し運営します  （利用促進・運営）	継続して運行	<ul style="list-style-type: none"> <li>●運営への助言等を行います</li> <li>●運営組織に対し、運行にかかる経費を一部補助します</li> </ul>

# みんなで育てる 地域交通



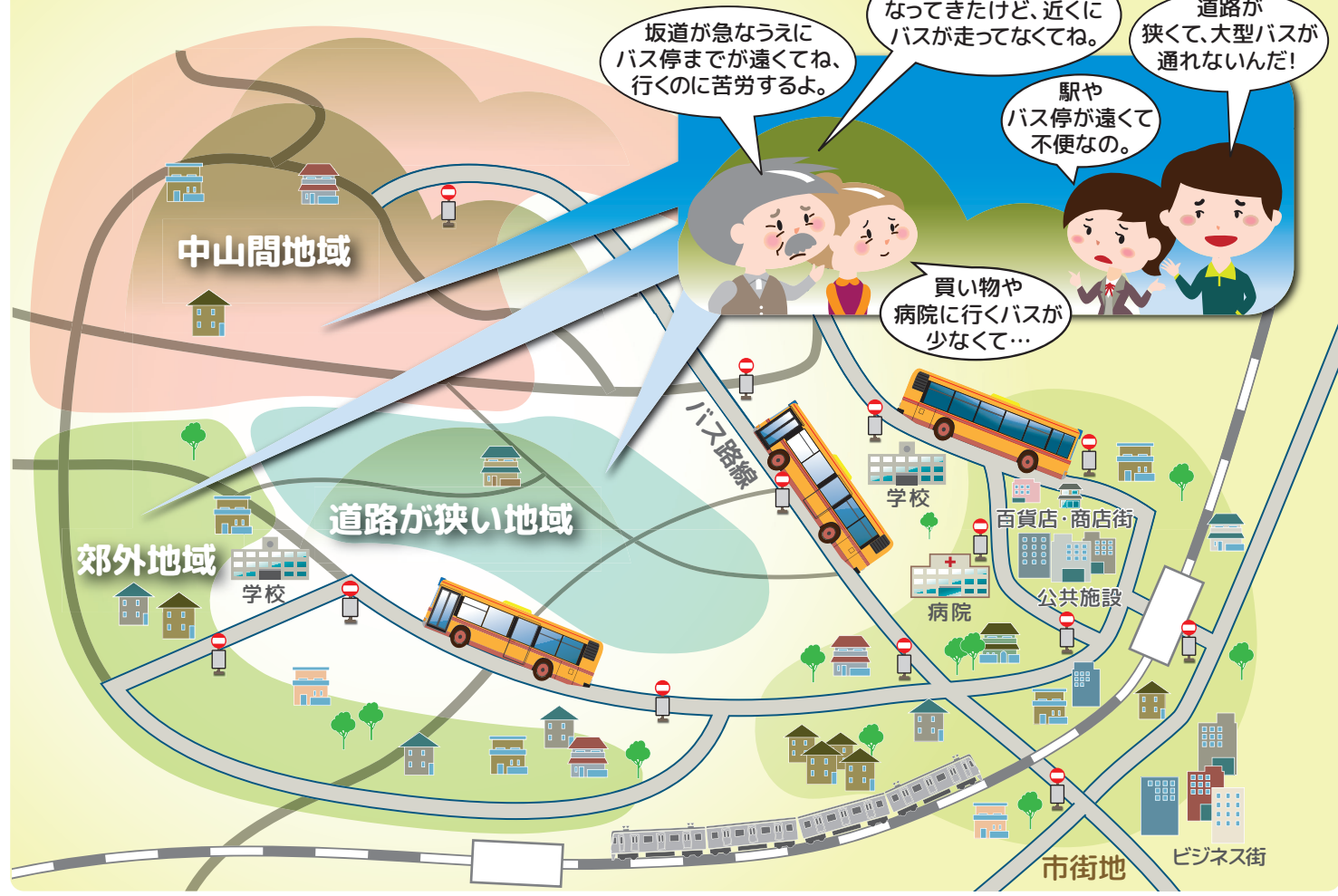
# 事業

地域の足の確保に向けた取り組みを支援します！

**基本的な考え方：地域のみなさまが中心**  
 持続可能な地域の足の確保に向け、地域のことを最も理解している「地域のみなさま」が中心となって取り組んでいくことが重要です。みなさまで地域交通を「つくる」ことで愛着がわき、運営に関わり「守り」「育てる」ことで持続可能な運行につながります。



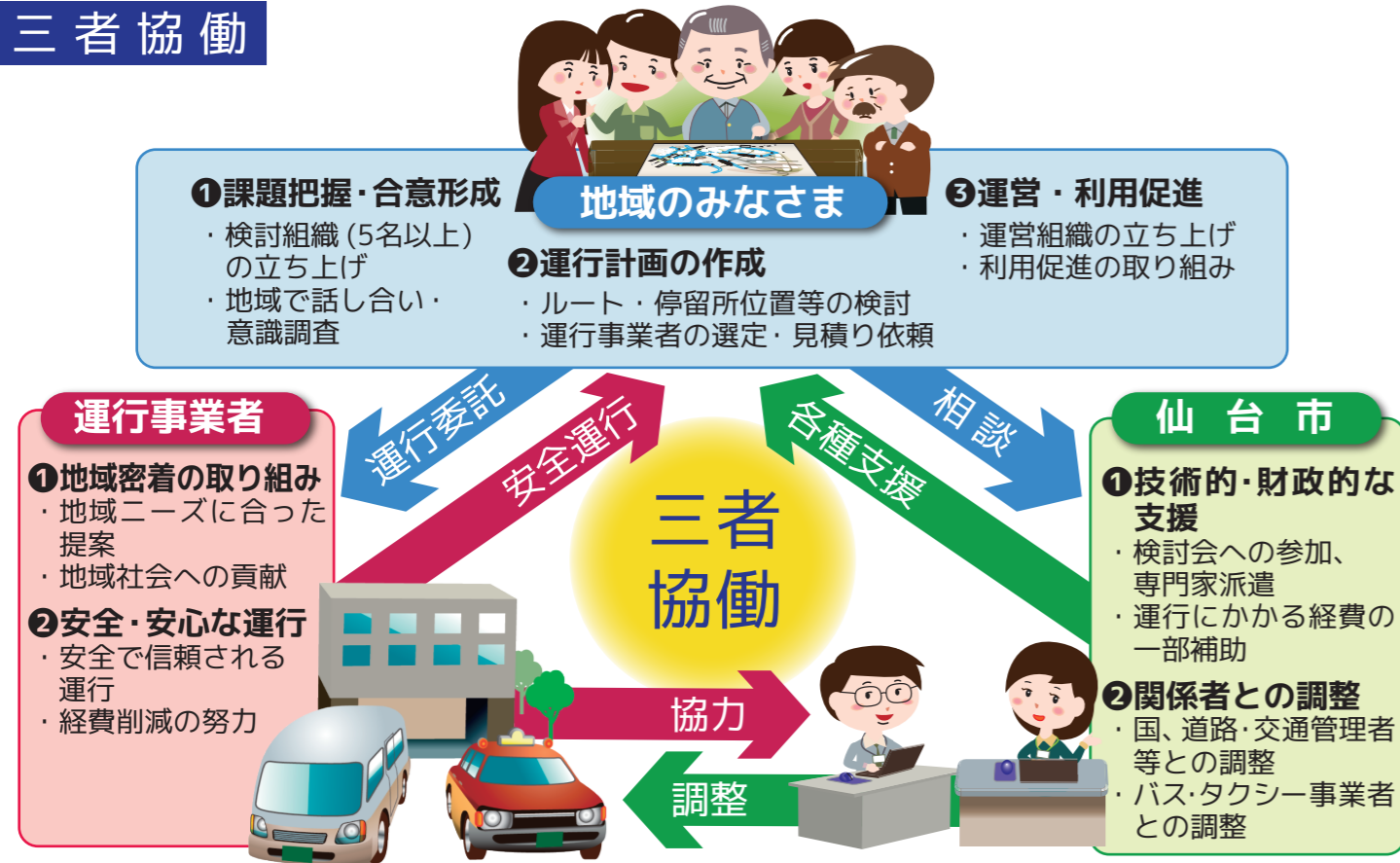
▼このようなお困りごとの解決に向け、みなさまで地域の足の確保を考えてみませんか？



**地域交通とは...** 公共交通のサービスレベルが低い地域等において、通勤・通学・通院・買物等市民の日常生活に必要な不可欠な目的のために運行する、既存の公共交通を補完する交通手段をいいます。

**担当・お問合せ** 仙台市 都市整備局 総合交通政策部 地域交通推進課  
 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号  
**TEL:022-214-8359 FAX:022-211-0017**  
 ホームページ：<https://www.city.sendai.jp/kokyo/norinori.html>

## 三者協働

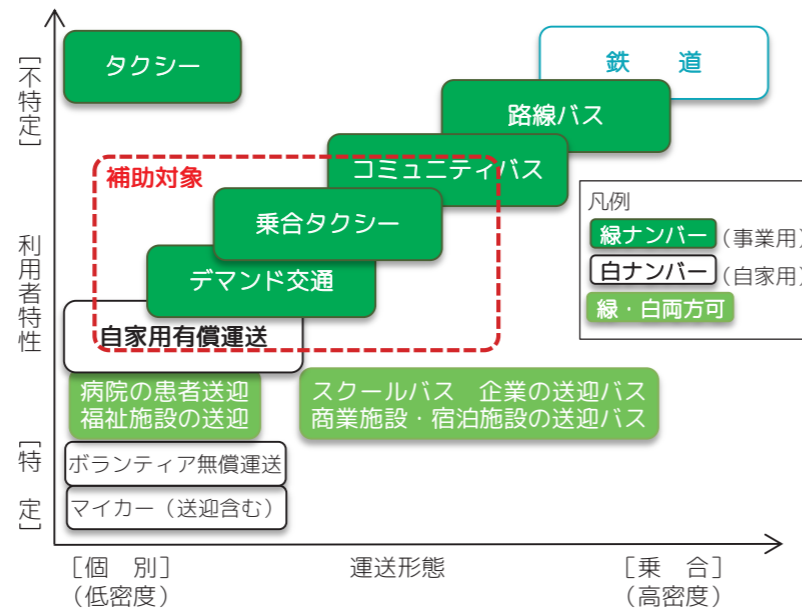
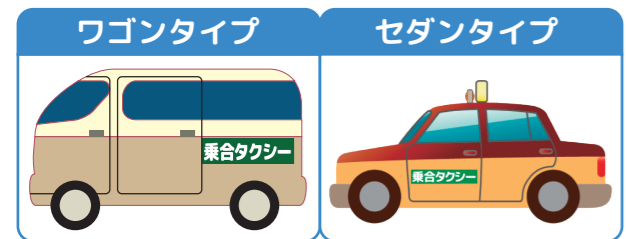


## 支援対象者

5名以上で構成され、町内会や商店会等の地域団体または交通検討会等、地域の足の確保のために組織された団体が支援を受ける対象となります。

## 補助対象の地域交通の例

ワゴンタイプやセダンタイプ等、比較的小さな車両を使用して、不特定の方が「乗り合っ」て「有償で」運行される乗合タクシーや、事前予約が必要なデマンド交通等が補助金を受ける対象となります。



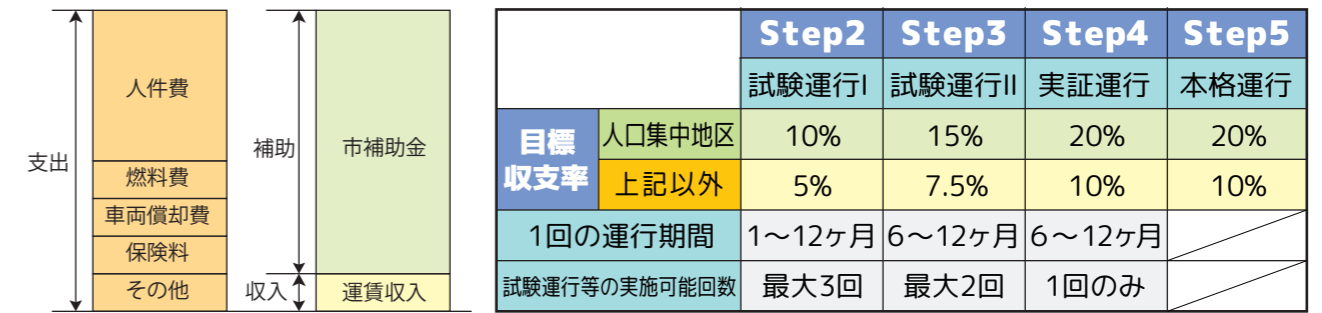
## 支援 1 : 運行計画策定の支援 (技術的支援)

地域のみなさまによる、ルート・停留所位置・時刻表・運賃等の検討において、仙台市が検討会に参加することはもとより、専門家(コンサルタント)を派遣し、専門的な助言や技術的な支援を行います。

- ◎路線・区域・運行時刻等において路線バスと実質的に競合することのないよう配慮する必要があります。
- ◎目標収支率を踏まえた運行計画を検討し、併せて資金計画も策定する必要があります。

## 支援 2 : 運行経費の一部補助 (財政的支援)

地域のみなさまによる運行にかかる経費の一部に対し、補助金を交付します。



[収支率 = 収入 ÷ 支出]

- ◎運賃収入のみで目標収支率に至らない場合は、その他の収入(協賛金や寄付金、利用登録料等)を補填することにより、収入を確保することができます。余剰となったその他の収入は、基金として積立もできます。
- ◎試験運行や実証運行は、あわせて最大5回かつ通算3年間まで実施できます。
- ◎1運行あたりの平均輸送人員が1.2人を下回る状態が3年継続した場合、その翌年度以降の補助金の交付を取りやめます。(運行継続条件)
- ◎人口集中地区とは、国勢調査において一定程度人口を有する人口密度の高い地域のことです。詳しくはお問合せください。
- ◎運賃収入には、「支援3:高齢者等割引運賃への補助」を含みます。

## 支援 3 : 高齢者等割引運賃への補助 (利用促進策への支援)

70歳以上の高齢者や障害者等に割引運賃(元気乗り乗り割引)を設けた場合、運賃収入の減収(正規運賃との差額)に対し、補助金\*を交付します。

$$\text{乗車1回あたりの補助限度額} = (\text{正規運賃} - \frac{100}{\text{正規運賃の2割}} \text{の最高額})$$



下記の身分証明書・障害者手帳等を運転手に提示すると、

**1乗車 100円が運賃の2割の、いずれか高い金額で乗車できます!**

割引対象	高齢者	障害者等
証明書等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●年齢70歳以上であることが分かる顔写真付きの身分証明書(マイナンバーカード、運転経歴証明書等)</li> <li>●敬老乗車証</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●身体障害者手帳</li> <li>●療育手帳</li> <li>●精神障害者保健福祉手帳</li> <li>●仙台市障害者き章又はき章証票</li> <li>●ふれあい乗車証</li> </ul>